

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程

平成 17 年 3 月 14 日 制定

平成 19 年 4 月 1 日 改正

平成 28 年 4 月 1 日 改正

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 11 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第 6 条第 5 項の規定に基づき、学生が標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）を願い出た場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象)

第 2 条 学則第 6 条第 4 項の規定に基づき長期履修が認められる者（同条第 1 項に規定する標準の修業年限（以下「標準修業年限」という。）又は本規程第 4 条の規定により長期履修を認められた場合における修業年限（第 6 条により長期履修期間の延長又は短縮した場合にあっては当該短縮又は延長後の修業年限）の最終年次（以下単に「最終年次」という。）に在学する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、又は有する予定の者（自営業等を含む。）であって、その職務の事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (2) 育児、介護等に従事し、又は従事する予定の者であって、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者
- (3) その他特別の事情（研究スケジュールの遅延等に起因するものを除く。）により著しく学修時間の制約を受ける者

2 前項の規定にかかわらず、最終年次における長期履修は、これを認めないものとする。

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、主科目責任者の承諾を得たうえで長期履修申請書（様式第 1 号）及び別に細則で定める長期履修を必要とすることを証する書類（以下「申請書等」という。）を学長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、入学を志願する者で長期履修を希望する者にあつては入学願書提出時に、在学する者にあつては特段の事情がない限り、長期履修の開始を希望する年度の前年度の 12 月末（秋入学生は 6 月末）までに行わなければならない。

(許可)

第 4 条 長期履修の許可は、所属する研究科委員会の議を経て、学長が行う。

2 前項の許可は、年度を単位とする期間で行うものとする。

3 学長は、長期履修を許可した場合には、書面により申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第 5 条 前条の規定により長期履修の許可を受けた者（以下「長期履修生」という。）が長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、学長は、所属する研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(履修期間の短縮又は延長)

第 6 条 長期履修生がその許可された履修期間（以下「長期履修期間」という。）の短縮又は延長を希望した場合、学長は、1 回に限りこれを認めることができる。ただし、特別の事情により学長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 第4条の規定は、前項の規定による長期履修期間の短縮又は延長の場合に準用する。
- 3 第1項の規定による長期履修期間の短縮は、標準修業年限に1を加えた期間を下回ることができない。
(長期履修者の早期修了)

第7条 長期履修の許可を得た者には、学則第6条第3項に定める早期修了の規定は適用しない。
(履修期間の短縮又は延長の手続)

第8条 長期履修期間の短縮又は延長を希望する者は、主科目責任者の承諾を得たうえで申請書等を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、期間の短縮にあつては長期履修期間の終了する日の2年前（2年以上の期間を短縮しようとする場合は短縮しようとする期間に1年を加えた年数前）までに、期間の延長をしようとする場合にあっては特段の事情がない限り、その終了年度の前年度の12月末（秋入学生は6月末）までに行わなければならない。
(授業料)

第9条 学則第32条第1項の規定にかかわらず、長期履修生の長期履修開始年度以降の授業料年額は、次の表のとおりとする。

長期履修の 開始時期	長期履修期間の区分	授業料の年額
入学時からの 長期履修	ア. 長期履修期間 (イ及びウを除く。)	標準授業料総額(学則第32条第1項に定める授業料年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を長期履修期間の年数で除した額
	イ. 長期履修期間の短縮	標準授業料総額から長期履修期間短縮開始年度の前年度までに本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を短縮後の残余の履修年数で除した額
	ウ. 長期履修期間の延長	標準授業料総額から長期履修期間延長開始年度の前年度までに本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を延長後の残余の履修年数で除した額
在学中の 長期履修	ア. 長期履修期間 (イ及びウを除く。)	標準授業料総額から長期履修開始年度の前年度までに学則第32条第1項の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を長期履修期間の年数で除した額
	イ. 長期履修期間の短縮	標準授業料総額から長期履修期間短縮開始年度の前年度までに学則第32条第1項又は本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を短縮後の残余の履修年数で除した額
	ウ. 長期履修期間の延長	標準授業料総額から長期履修期間延長開始年度の前年度までに学則第32条第1項又は本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を延長後の残余の履修年数で除した額

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条(第6条第2項で準用する場合を含む。)の規定により長期履修の許可を取消された場合における取消後の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。
- (1) 標準修業年限に在学中である者

標準授業料総額から許可を取り消された年度までに納入した額を控除した額を、残余の履修年数で除した額

(2) 標準修業年限を超えて在学中である者

標準授業料総額から許可を取り消された年度までに納入した額を控除した額

3 学長は、前2項の規定により算出した授業料の年額に千円未満の端数があるときは、各年度の額に千円未満の端数が生じないよう調整した額をもって、当該各年度の授業料の年額とすることができる。

(休学時の授業料)

第10条 長期履修生が休学した場合の休学期間の授業料は、前条の規定にかかわらず学則第32条第1項に定める額から休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの月割計算による額の半額を免除する。

(退学時の授業料)

第11条 長期履修生が退学した場合は、第9条により算出された授業料年額を退学する年度に納入しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、長期履修制度の実施に関し必要な事項は、各研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が定める。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、各教務課が行う。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

長期履修申請書

岩手医科大学長 殿

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程第3条（第8条）の規定に基づき、下記により長期にわたる履修を行いた
いので、関係書類を添えて申請します。

課 程： 修士課程 ・ 博士課程 年

氏名（自署）： 印

生 年 月 日： 年 月 日

記

入 学 （ 予 定 ） 年 月 日	入 学 年 月 日 入学予定
希 望 長 期 履 修 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (新規 ・ 短縮 ・ 延長) (○で囲む)
長期履修を必要 (または、短縮・延長) とする理由	
主 科 目 責 任 者 の 意 見	署名： 印